

公 告

宮農共総第657号

令和6年 2月14日

宮城県農業共済組合

組合長理事 品 川 忠 夫

組合車の賃貸借契約業者選定にあたり一般競争入札を次のとおり行う。

入札内容等

別紙、「入札説明書、入札者注意書、入札参加申込書類及び入札書類」のとおり

入札説明書

令和6年2月14日
宮城県農業共済組合長

この入札説明書は、令和6年2月14日付け宮農共総第657号により公示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

宮城県農業共済組合長

2 入札に付する事項

(1) 調達する賃貸借（リース）の名称及び数量

ア 名称 組合車の賃貸借（リース）に係る契約

イ 数量等 別紙1のとおり

(2) 調達をする賃貸借（リース）の仕様その他の明細

別紙要求仕様書のとおり

(3) 契約期間

軽自動車（ワゴン） 6年間

(4) 納入場所及び納入数量

別紙1のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 国の競争入札参加資格に準じ「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達をする賃貸借（リース）に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。

(3) 公告の日から開札の日までの間に、農林水産省及び宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 当該調達をする賃貸借（リース）に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月14日から令和6年2月22日までの毎日午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24-3

宮城県農業共済組合 総務部経理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

大崎市三本木字大豆坂 24-3

宮城県農業共済組合 総務部経理課

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3

宮城県農業共済組合 4F 会議室

(2) 入札日時 令和6年2月28日(火) 午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金 契約保証金は免除する。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

(3) 入札金額等における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価及び入札総価格)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 宮城県農業共済組合 総務部経理課

イ 所在地 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3

(5) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 2の「(2) 調達をする賃貸借(リース)の仕様その他の明細」に関する質疑事項は書面により受け付けるものとし、その期間は、2月14日~2月22日の平日8:30~17:00までとする。

要求仕様書

宮城県農業共済組合長

この要求仕様書は、宮城県農業共済組合 組合車の賃貸借（リース）に係る契約（令和6年2月14日付け宮農共総第657号により公示）に関する仕様書である。

1 役務の名称及び数量

(1) 名称

組合車の賃貸借（リース）に係る契約

(2) 数量及び納車場所

別紙1のとおり

2 契約の内容

組合車を納車し、点検及び整備を行い、一切の消耗品を供給し、操作方法、有事の対応方法について指導等を行う。

3 組合車の仕様等

別紙2のとおり

4 契約期間

軽自動車（ワゴン） 6年間

5 責任の所在

納入する、車両については、物品の製造者の如何に係わず、落札者が最終責任を負うこととする。

入札者注意書

宮城県農業共済組合長
(公印省略)

この入札注意書は、宮城県農業共済組合 組合車の賃貸借（リース）に係る契約（令和6年2月14日付け宮農共総第657号により公示）に関する注意書である。

1 総則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、要求仕様書、契約書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日に封印した入札書により応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を提出すること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争に参加する資格を有しない者（事前の審査等に合格しなかった者を含む。）が

行った入札

- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

8 再度入札

開札の結果、落札業者がないときは、後日に再度入札を行う。

9 入札の中止

再度入札を行っても、落札業者がないときは、入札を中止することがある。

10 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 契約書の提出

落札者は、宮城県農業共済組合長に対して契約書に記名押印の上、落札決定の日から30日以内に宮城県農業共済組合長に提出しなければならない。

ただし、宮城県農業共済組合長がやむを得ないと認める場合は、この期間を延長することができる。